

災害により生じた損失の雑損控除について

災害により住宅や家財などに損失を受けた場合には、雑損控除として、損失を受けた年分の総所得金額等の合計額から、次の①・②の算式により計算した金額のうち、いずれか多い方の金額を控除することができます。また、雑損控除として損失を受けた年分の総所得金額等の合計額から控除しきれなかった金額は、翌年以後3年間に繰り越して各年の所得金額から控除することができます。

① 損失額(保険金などで補てんされる金額を除く。) - (総所得金額等の合計額×10%)

② 損失額のうち災害関連支出の金額^(※)(保険金などで補てんされる金額を除く。) - 5万円

※災害により滅失した住宅や家財などを取り壊しまたは除去するために支出した金額などです。

手続きなどについて

平成30年分の所得税について、確定申告する際に控除額を申告してください。なお、所得税の確定申告が不要な方で、市県民税で雑損控除を受けようとする方は、平成31年度分の市県民税の申告をする際に控除額を申告してください。

平成30年7月豪雨災害に伴う雑損控除等説明会(事前予約制)を開催

庄原税務署および庄原市は、この災害による被害を受けられた方を対象に、雑損控除などの説明会を共同開催します。事前に災害による損失額を計算し、申告に備えていただくことができます。ぜひご利用ください。

●説明会には、次の書類を持参してください。

- ・被害を受けた資産の取得時期、取得価額が分かるもの(建物の請負契約書など)
- ・被害家屋の取得価額が不明の場合、構造や面積が分かるもの(固定資産税納税通知書の課税明細書など)
- ・被害を受けた資産の取り壊し費用、除去費用、修繕費用などが分かるもの(請求書、領収書など)
- ・保険金などで補てんされた場合は、その金額が分かるもの
- ・り災証明書(写し可)

説明会日時		説明会場
11月12日(月)	9時30分～12時 13時30分～16時	庄原市民会館 集会室
11月15日(木)		西城自治振興センター 研修室
11月16日(金)		東城支所 3階大会議室
11月19日(月)		

※事前予約制で受け付けます。
ご希望の日時・会場をご連絡ください。

【予 約】 庄原税務署調査部門
☎0824-72-0464
【問い合わせ】 庄原税務署調査部門
☎0824-72-0464
税務課市民税係
☎0824-73-1146

農業収支計算の準備はお早めに

農業所得の申告は、実際の収入金額から必要経費を差し引いて所得計算する「収支計算」が原則です。「収支計算」をするためには、収入金額の分かる書類と、経費が分かる書類が必要です。また、領収書を残していない経費は認められないことがありますので、農業に関係するこれらの書類をなくさないように整理保存しておきましょう。(月別集計表などの用紙は市役所にあります。)なお、農業関係で平成30年7月豪雨災害により被災したことに伴う支出があり経費に算入する場合、通常の経費とは別に整理しておいてください。

問い合わせ 税務課市民税係 ☎0824-73-1146

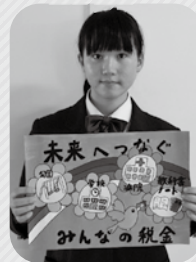
中学生税をテーマとしたポスター最優秀受賞者

私たちの身の回りのものは、税金でできているものがたくさんあります。それが人々の手に渡っていくことで、同時に幸せも広がっていくのだと思い、描きました。



最優秀賞 山岡 怜生 さん(庄原中1年)

納められた一人一人の税金は、私たちの町のさまざまなところで暮らして支えてくれる大切なものになっているのだというのを伝えたいと思いました。



最優秀賞 豊原 千鶴 さん(庄原中2年)

このポスターを作製するとき、税はどのような所で使われているのかを調べました。すると学校や図書館など身近なところで使われている税を知ることができました。そこで私たちと税の関わりを伝えたいと思い、このポスターを描きました。



最優秀賞 高浦 好花 さん(東城中3年)